

前河構成員提出資料





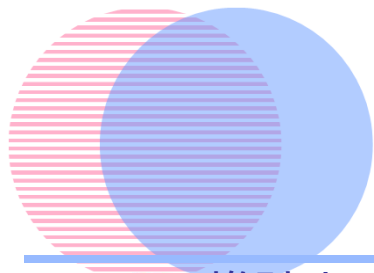
大阪府広報担当
副知事 もずやん

大阪府における保護を必要とする女性の セーフティネットの再構築に向けた取組み

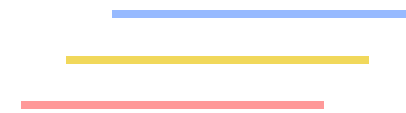
大阪府社会福祉審議会 新たな福祉課題検討専門分科会
女性保護支援等検討専門部会における提言

大阪府福祉部子ども室家庭支援課長 前河 桜

2018/8/23



大阪府内自治体の状況



➤ 推計人口 8,819,416人（平成30年4月1日現在）

➤ 自治体数（全43自治体）

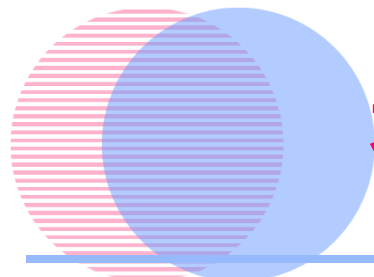
政令市	中核市	一般市	町	村
2	5	26	9	1

➤ 福祉事務所設置自治体数（全35自治体）

政令市	中核市	一般市	町	府（8町1村）
2	5	26	1	1

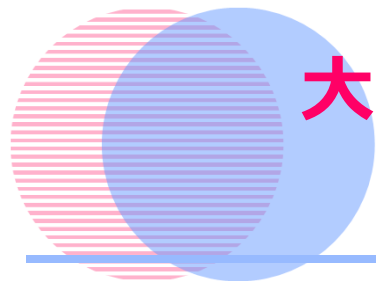
➤ 婦人相談所、配偶者暴力相談支援センターの設置状況

婦人相談所	配偶者暴力相談支援センター（府）	配偶者暴力相談支援センター（市）
1	7	6



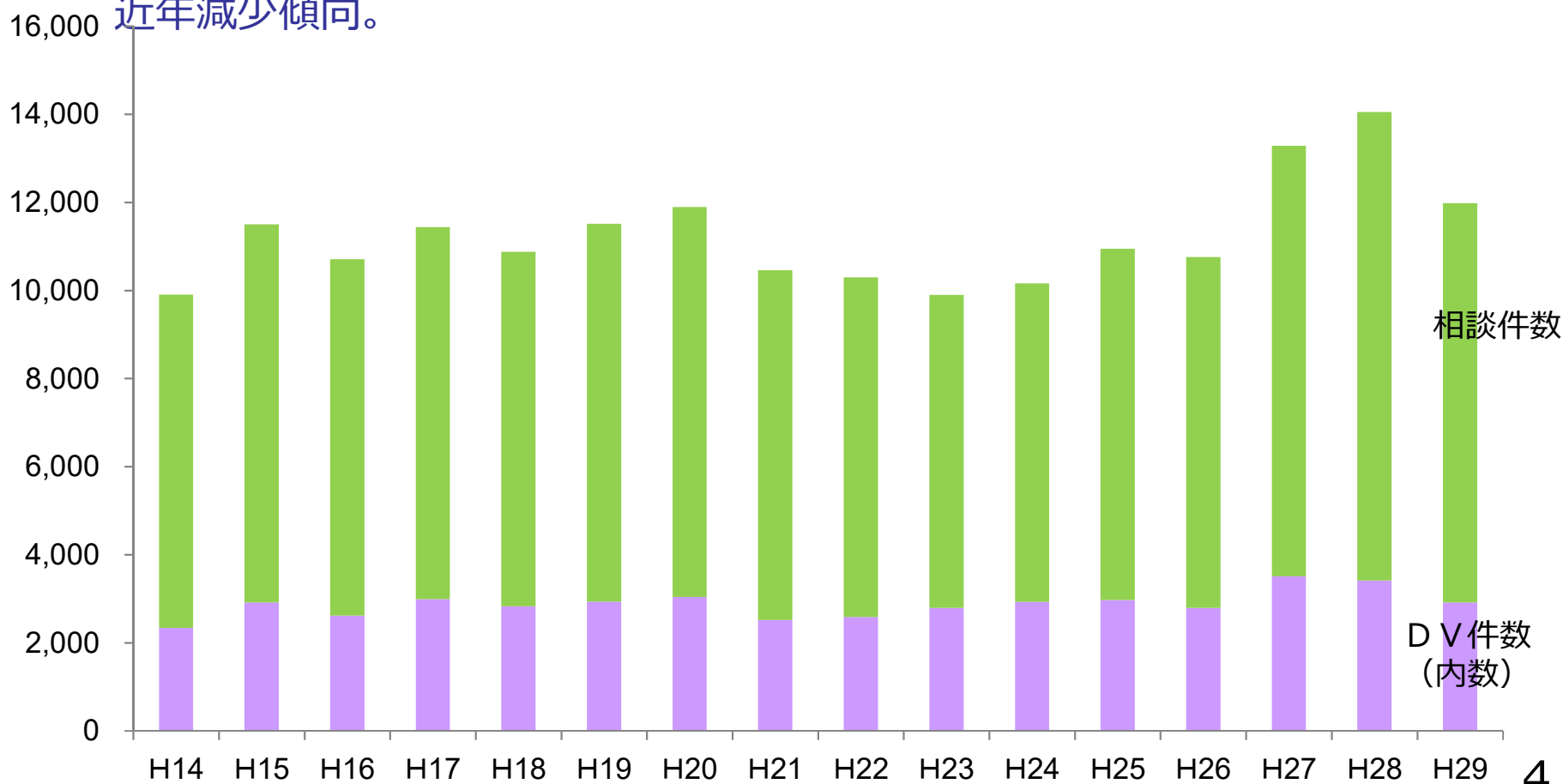
大阪府内配偶者暴力相談支援センター

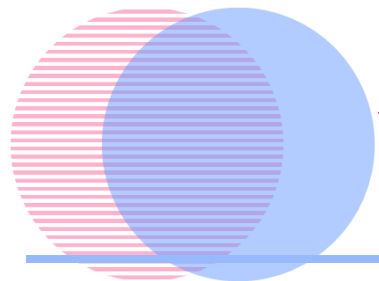
	名 称	備 考
大阪府	大阪府女性相談センター	婦人相談所
	大阪府中央子ども家庭センター	児童相談所に併設
	大阪府池田子ども家庭センター	
	大阪府吹田子ども家庭センター	
	大阪府東大阪子ども家庭センター	
	富田林子ども家庭センター	
	岸和田子ども家庭センター	
政令市	大阪市配偶者暴力相談支援センター	
	堺市配偶者暴力相談支援センター	
中核市	豊中市配偶者暴力相談支援センター	
	枚方市配偶者暴力相談支援センター「ひらかたDV相談室」	
一般市	すいたストップDVステーション（DV相談室）	
	茨木市配偶者暴力相談支援センター	3



大阪府女性相談センター（婦人相談所） における相談件数の推移

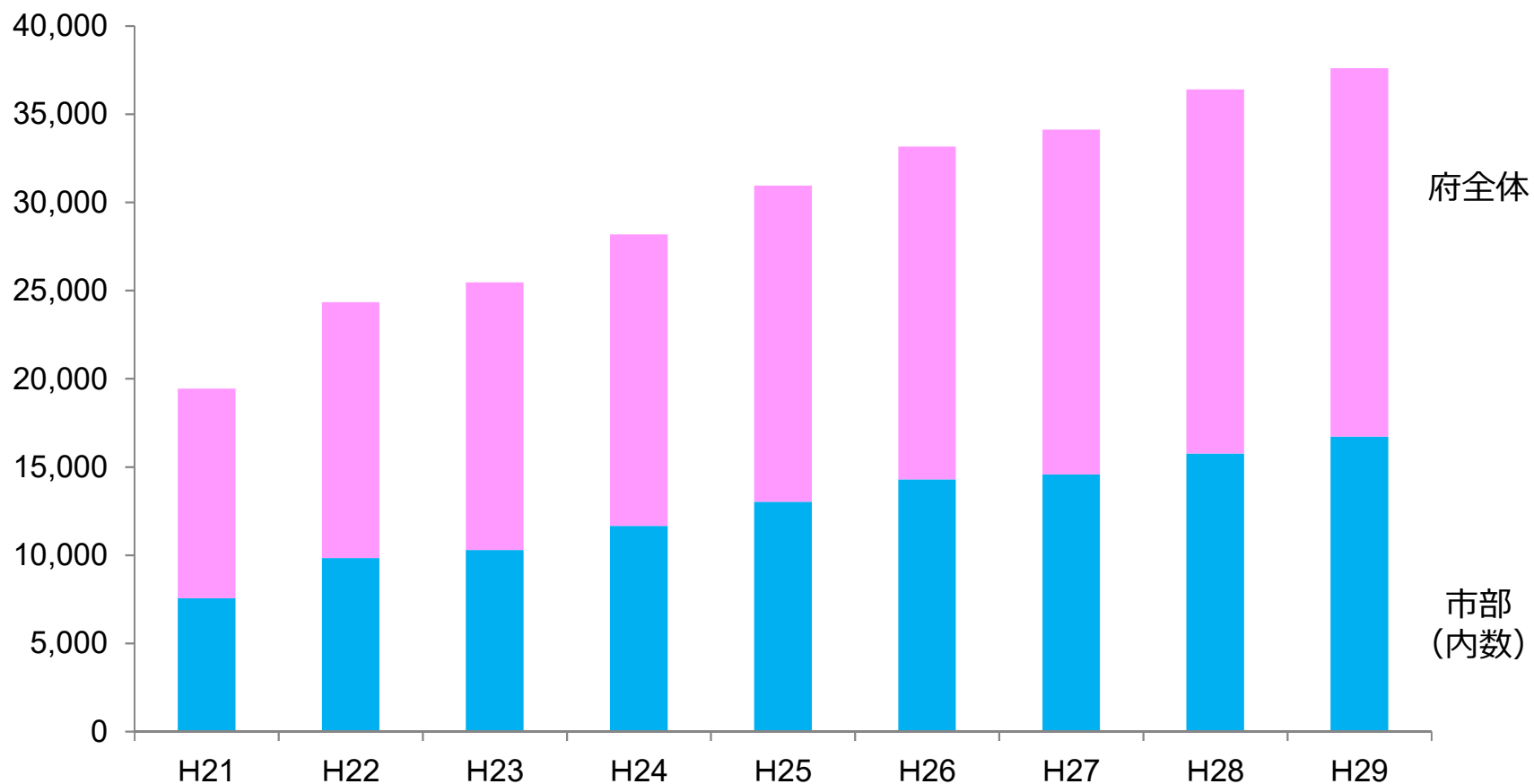
- 相談件数は、平成28年度までは増加傾向、29年度は減少。DV相談は横ばい～近年減少傾向。





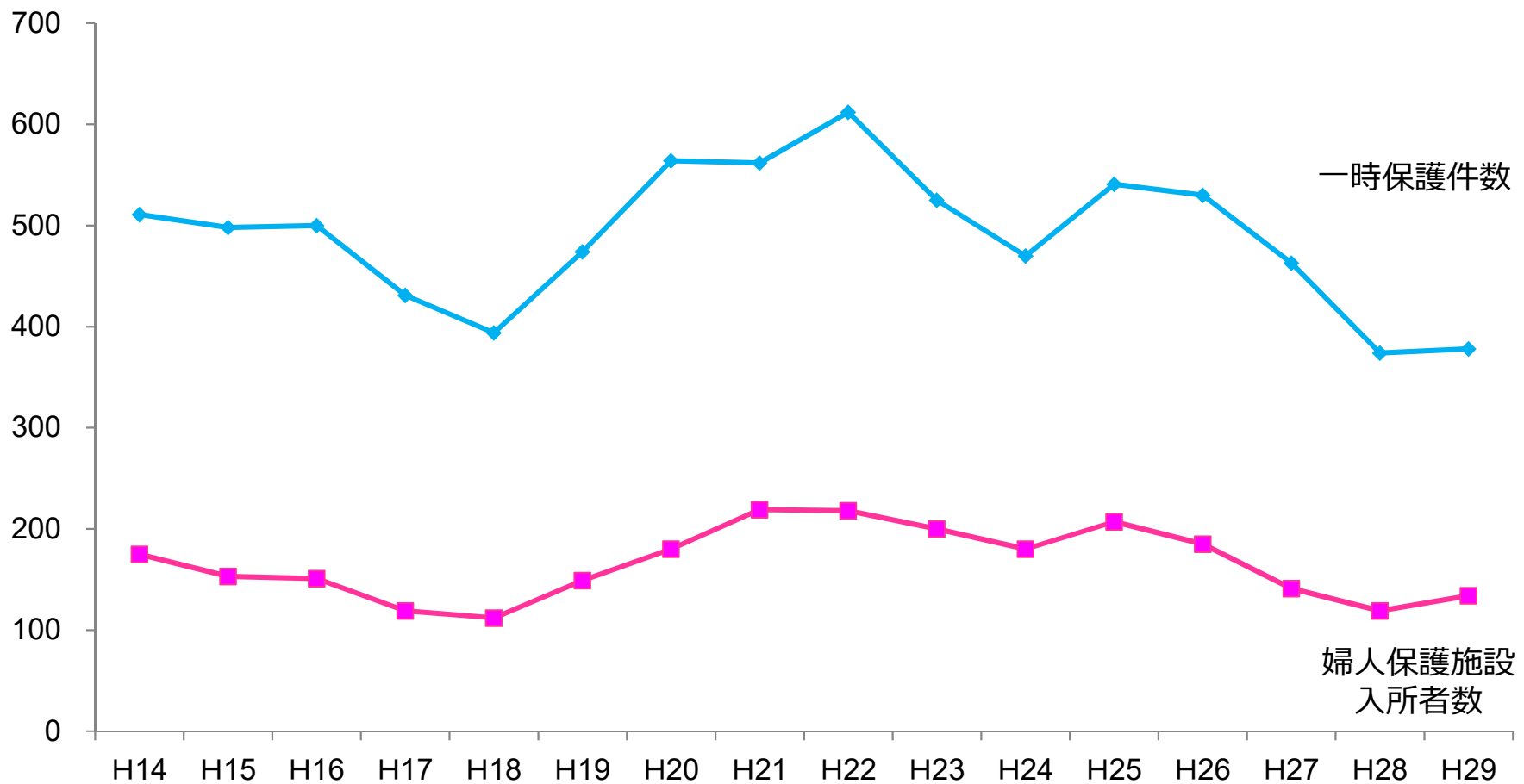
大阪府におけるDV相談件数の推移 (府全体・市部)

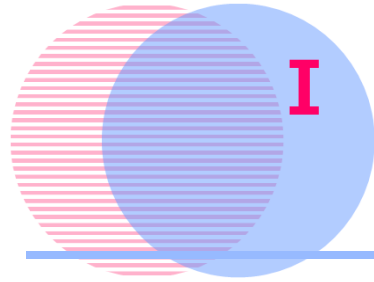
- 市部を含む大阪府全体のDV相談は増加傾向。



大阪府女性相談センターにおける 一時保護件数・婦人保護施設入所者数の推移

- 一時保護件数・婦人保護施設入所者数は、近年減少傾向。





I 大阪府における保護を必要とする女性をとりまく現状と課題

- 大阪府全体（市部含む）のDV相談は増加傾向。
- 一方、大阪府女性相談センター（婦人相談所）の一時保護件数、大阪府立女性自立支援センター（婦人保護施設）の入所者数は減少傾向。



保護を必要とする女性に適切な支援が提供されているのか？



- 大阪府社会福祉審議会新たな課題検討専門分科会に「女性保護支援等検討専門部会」を設置
- 保護を必要とする女性への支援に関する実態調査を実施
- 「大阪府における保護を必要とする女性への支援のあり方について」提言 平成30年3月



「大阪府における保護を必要とする女性のセーフティネットの再構築」に向けた検討

- 課題の確認及び解消に向けた検討すべき事項を**以下の4つの項目**とし、婦人保護事業に携わる関係機関等への調査・事例検討を行った。この結果について具体的な課題を分析することにより、「大阪府における保護を必要とする女性のセーフティネットの再構築」に向けた「大阪府における保護を必要とする女性への支援のあり方」を専門部会で検討した。

(1) 市区町村の相談体制

各相談窓口における相談・支援状況及び関係機関との連携等

(2) 施設の入所実態

女性を保護支援する施設の入所者の実態や支援ニーズの把握等

(3) 女性の支援ニーズ

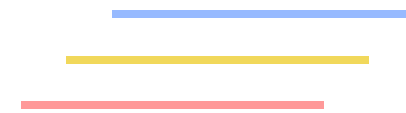
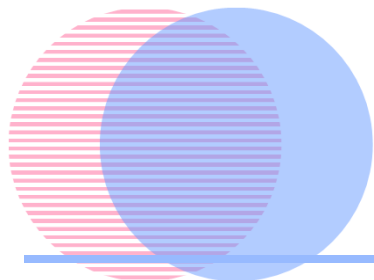
入所や一時保護に至らない理由や施設入所の判断基準の把握等

(4) 府と市町村・各施設種別の役割分担、連携体制の整理

府と政令市・市町村の役割分担、各施設種別の機能分担の整理、関係機関との連携体制の検討 等

Ⅱ 大阪府における保護を必要とする女性への 支援に関する調査の概要

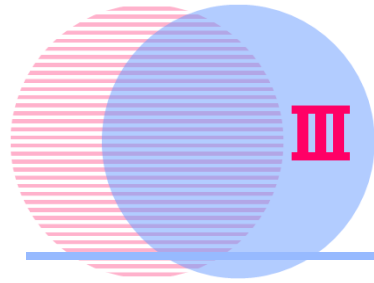
	調査・事例検討の方法	調査・事例検討の対象
①市区町村窓口 への調査	【アンケート調査】 各市町村相談窓口へ調査票を郵送し、 郵送にて回答を得た。	大阪府内（政令市含む）の 全市町村（33市9町1村）
	【ヒアリング調査】 モデルとなる市を抽出し、ヒアリング調査 を行った。	政令市、北摂、河内、和泉の各エリア においてモデルとなる市を抽出 （計11市）
②女性を保護する 施設への調査	【アンケート調査】 各施設へ調査票を郵送し、郵送にて 回答を得た。	<ul style="list-style-type: none"> ・女性自立支援センター（1） ・母子生活支援施設（8） ・救護施設（8） ・女性相談センター一時保護所（1） ・一時保護委託先施設（22）
	【ヒアリング調査】 各施設種別から1施設を抽出し、 ヒアリング調査を行った。	上記施設種別から抽出（4） ※女性自立支援センターは事例検討 で実施。
③事例検討	女性自立支援センター（婦人保護 施設）に入所した事例について、措置 機関である女性相談センター（婦人 相談所）及び施設とともに検討した。	以下の視点から数事例ずつ抽出して 検討。 （母子支援、単身女性支援、妊産婦支援、 施設の機能分担、市町村との連携）



- 追加調査の実施
一時保護における市区町村・施設等との連携についての分析のため。

	調査・事例検討の方法	調査・事例検討の対象
④女性相談センター (婦人相談所) への調査	【ヒアリング調査】 一時保護業務に携わる職員に対し ヒアリング調査を行った。	一時保護の相談・支援を担当する 職員数名。

- 本調査の一部及び調査結果の分析について、大阪府立大学に委託。



Ⅲ 調査結果からみた分析と課題（ポイント）

1. 相談体制および一時保護へのつなぎについて

(1) 相談体制（市町村）

○相談体制の課題

～ 婦人相談員配置が十分でない（約2割）、庁内の連携体制や研修、S V機能等相談のバックアップ体制が不十分

○相談者のニーズと提供される支援とのミスマッチが生じた場合、継続的な相談につながりにくい

(2) 一時保護のつなぎ（市町村）

○一時保護の際の要件等ハードルの高さ

～ 外出、携帯電話等の制約や保護への覚悟の求め 等

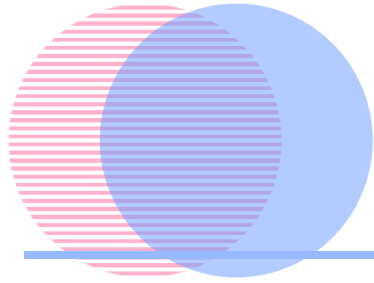
(3) 一時保護決定機関（女性相談センター）

○一時保護やケースワーク上の困難さ

～ 精神的に不安定なケースや子どもの養育が困難な母子等、集団生活への適応生活保護受給の可否、一時保護後の今後の見通し等
他法他施策による支援との混乱（「障がい者」「高齢者」）

(4) 医療との連携（薬の必要性・緊急時等の受診）

○緊急保護の際の受診や服薬の問題



2. 一時保護中・入所中の支援について

(1) 一時保護中の支援

○ケースワークやアセスメントの標準化が必要

(2) 福祉事務所（生活保護・障がい・高齢・児童など）との連携

○実施機関における対応の格差、母子生活支援施設や救護施設等入所の際の対応・判断の格差、母子生活支援施設入所の予算が確保されていない場合がある 等

(3) 帰宅するケースの支援

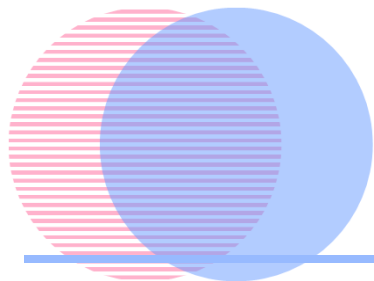
○一時保護後帰宅するケースへのネガティブな評価、支援の困難さ

(4) 施設への入所

○施設入所の説明に際し、ルールや制約が強調され、入所につながりにくくなっている
利用者自身の集団生活への抵抗感・拒否感、ネット等での施設イメージの悪さ

(5) 支援ノウハウ

○施設種別ごとに、入所者の特徴は見られているが、施設種別間の支援ノウハウは共有されていない。



2. 一時保護・入所中の支援について（続き）

(6) 若年女性、妊婦の保護

○妊婦の受け入れが難しい場合がある。妊婦の支援の困難さと市町村との連携の課題。

(7) 母子・子どもの支援

○子どもへのケアや支援、児童相談所や市町村児童家庭相談との連携が必要。

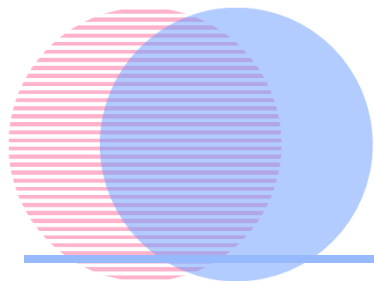
○子どもの福祉の観点から、子どもの分離保護が必要と認められる場合の対応の整理が必要。

(8) 障がい等複合的な課題を抱える利用者への支援

○一時保護及び入所施設において障がいなど何らかの心身の課題を抱える利用者の割合は、4割を超えており、支援の困難さが課題。

(9) 施設間連携

○一時保護から施設入所、入所施設の変更などの施設間の移動が一定数みられるが、施設間連携方策は、未整備。



3. 一時保護及び施設退所後の支援、地域における支援

(1) 支援のつなぎ

- 一時保護や施設からの退所に際し、退所先市町村との連携の課題。
- 女性相談センターにおいて、本人の同意や参加のもと、「連携シート」や「情報提供様式」が活用されており、有効。

(2) 施設のアフターケア体制

- アフターケアの体制（人員配置）やシステムが未整備。

(3) 市町村におけるコーディネート機能

- 市町村において、継続的に相談に応じ、多岐にわたる手続きや行政サービスの活用をコーディネートする専門の相談員の配置や相談体制が不十分。



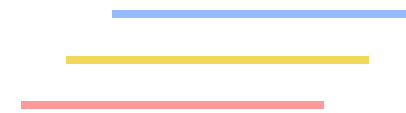
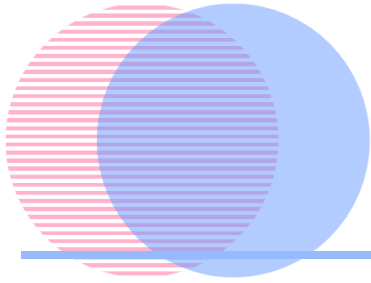
IV 大阪府における保護を必要とする女性への 支援のあり方について〈提言〉

D V等暴力被害者への支援、女性や母子家庭への貧困対策、社会資源として相談窓口や施設の有効活用の観点も踏まえ保護を必要とする女性への支援のあり方を、市町村、女性相談センター、施設、全体の4つのファクターから提言する。大阪府は以下の提言を受けとめ、積極的に取り組むこと。

■市町村（相談体制等）

市町村においては、継続した相談に応じ、福祉部局の中で、また福祉部局との連携において支援を行うとともに、一時保護等婦人保護事業の窓口となる専門相談員がどの市区にも配置されることが必要である。併せて、配置された専門相談員が孤立せず有効な相談が行えるよう組織として相談業務を支える仕組みが必要である。

- 婦人相談員の全市区への配置を目指す
- 市町村における継続的な支援ができるように取り組む
- 支援スキルの向上のため対象者や目的に合致した研修を実施する
- 相談員がスーパービジョン（S V）が受けられるシステムを構築する
- D V等暴力被害者に必要な情報を届ける

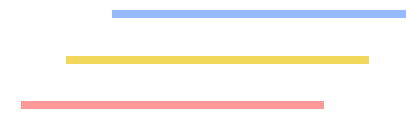
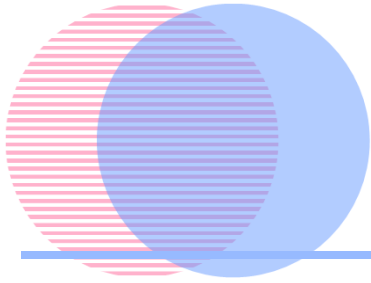


■ 女性相談センター（婦人相談所）

（一時保護の決定、女性自立支援センター等における一時保護の実施等）
保護を要する女性のニーズと提供される一時保護の枠組みにミスマッチが生じている。

また、一時保護の支援の詳しい情報が女性相談センターあるいは施設から市町村職員に充分伝わっていないことによって、その情報を提供された女性の側に一時保護の偏ったイメージが喚起され、一時保護への抵抗感を生じさせている側面も伺えた。その結果、保護を必要とする人の社会資源として活用されていない状況がみられた。時代に応じた一時保護の対象や枠組みの再検討、市町村に向け一時保護の共通理解の熟成を図ることが必要となる。

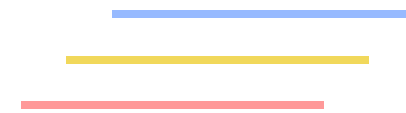
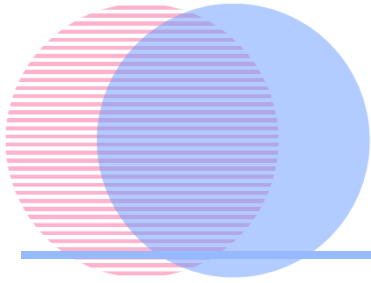
- 一時保護対象枠組みを見直し、実現するための条件を整理する
- 携帯電話や外出等のルールの考え方と説明方法を再検討する
- 市町村と一時保護、自立や避難に関する支援のメリット共通認識
- 女性相談センター・施設・市町村の連携システムの検討・市町村の役割分担、女性相談センターの一時保護の整理をする
- 無料低額診療等医療とのさらなる連携方策の検討



■ 施設（一時保護・入所）

女性相談センター及び施設のケースワークや支援で生じている困難な状況や課題を解消するために、困難ケースへの対応力の強化や困難な事象を解決できる関係機関等との連携方策の検討などが必要である。

- 複数課題を抱える女性に対する、女性相談センターや施設のアセスメント力、対応力の強化など、支援力の向上のため取組む
- 精神科医療機関との緊急時等の連携・確保
- 婦人相談所一時保護および女性自立支援センターにおいて、短期的に、妊婦、産褥期の母子、若年女性などを受入れ、社会的養護を補完する機能を果たす取組みを検討
- 市町村の継続したかかわりを前提とした、市町村との連携方策や役割分担を検討
- 一時保護や入所における、子ども・母・母子関係に対する支援向上の取組み及び児童相談所や市町村との連携方策を検討
- 施設種別等にかかわらず、カウンセリング等心理的ケアを受けられる仕組みを検討する
- 女性保護を実施している各施設がお互いの施設機能を理解し、支援ノウハウの交換や共有できる仕組みを検討



■ 婦人保護事業の全体をとおして

在宅・一時保護・入所等、いずれの段階でも、市区町村による切れ目のない支援と女性相談センターによる女性を対象とした専門的支援が必要である。また、地方自治体の地域実情等による対応のみではなく、支援に必要な体制や環境整備のための法整備や財政措置について国に求めていく必要がある。

- 市町村による切れ目のない支援提供に向けた相談体制整備、関係機関との連携や支援方策の客観性及び平準化を目指す共通シートの作成などに取組む
- 女性相談センターや女性自立支援センターには、より専門的な見地からのアセスメント、それに基づく個別支援の提供、各種専門プログラムの開発・実施、保護中のアセスメントや支援ノウハウを地域につなぎ直すことなどの役割を担うよう機能を強化する
- 府の地域実情や運用による取組みのみではなく、必要な法改正やこれに伴う財政措置を国に求めていく
 - ・ 婦人相談員の全市区町村への必置義務化
 - ・ アフターケア事業の人員配置や対象者の拡大など制度の見直し
 - ・ 婦人保護施設や一時保護所における職員配置基準等の見直し
 - ・ 高齢者、障がい者、児童、生活困窮者等の他法他施策との整理
 - ・ 市町村及び女性相談センター及び施設の役割分担の明確化



<提言を受けて> 大阪府の今後の取組

➤ 外部アドバイザーを含むワーキング会議の開催を経て以下に取組みます

◆ 市区町村の相談支援体制の強化

～ 婦人相談員の全市配置に向けた取組みと目的・段階に応じた研修の実施 等

◆ 女性相談センターと市町村との連携体制の再構築

～ 一時保護対象枠組み、情報共有シートの検討 等

◆ 施設の機能強化

～ 困難事例への対応力強化、新たなニーズへの対応 等

➤ 保護を必要とする女性の一時保護等支援に関する実務ワーキングにおける検討

(検討内容)

○ 保護支援の機能強化と連携（受入れる枠組みの条件整理、受入れ体制の検討）

～ 妊産婦、若年女性、母子支援、救護施設、医療との連携等のテーマ別検討

○ 相談支援体制の強化と連携（効果的な研修のあり方、共有すべき項目・内容）

～ 具体的な研修手法の検討、共通面接ツール（マニュアル、共通シート等）の作成